

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の収納及び滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、地方税の収納及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱について、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	①市税の収納消し込み、集計に関すること。 ②市税の督促状、催告書等の発行に関すること。 ③過誤納のある市税の還付、充当に関すること。 ④市税等の口座振替に関すること。 ⑤納税証明書、完納証明書の発行に関すること。 ⑥納付書の再発行に関すること。 ⑦滞納者の財産調査照会、住民票等照会、実態調査照会に関すること。 ⑧滞納者の滞納処分に関すること。 ⑨交付要求に関すること。 ⑩市税の納税相談等に関すること。 ⑪市税の執行停止及び不納欠損処分に関すること。 ⑫他自治体等からの税務調査回答に関すること。 ⑬納税者の宛名情報の特定や突合に関すること。 ⑭納付書等の返戻、公示送達に関すること。 ⑮その他収納及び滞納管理のために必要とする業務に関すること。
③システムの名称	滞納管理システム、収納管理システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、国民健康保険賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名・納付システム、住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 48の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 小林市細野300番地 0984-23-0115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員に対し年1回程度研修を実施している。また、特定の職員のみ権限を付与しており、離席時のログアウトも徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-2	税務課長 大迫 利文	税務課長	事後	
令和1年6月27日	II-1	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I-3	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省第5号)第16条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第一項 別表第一の16項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-①	未定	実施する	事後	
令和7年2月5日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項) 【情報照会の根拠】別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は、地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表48の項	事後	
令和7年2月5日	I-5-①	市民生活部	市民生活部 税務課	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	II-2	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	IV-6-【 】接続しない(提供)	○		事後	
令和7年2月5日	IV-6-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年2月5日	IV-8		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV-11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	